

厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kou nen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※1) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**

(※2) **軽減・免除**の要件

→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

・**50%以上減少** : **ゼロ**

・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 時期 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで に取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

固定資産税等の軽減

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年（2021年）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP57をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 (導入促進指針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意 市町村 (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定 中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
	対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制(案)

(中小企業経営強化税制の拡充)

※本特例の実施については、関係省令が改正されることが前提となります。

中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができますようになります。
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための
設備投資に係る新たな類型
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型(デジタル化設備)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化 のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

- 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

※詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する

消費税の課税選択の変更に係る特例

税務署に申請し、承認を受けることにより、
課税期間開始後であっても、
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます

- 消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能です。

要件

- ① 特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において、
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
 - ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
- （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
 - ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末
- （注2）国税通則法11条の規定による期限延長を受けている場合には、その延長された期限が承認申請期限となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、
課税事業者を2年間継続する必要はありません

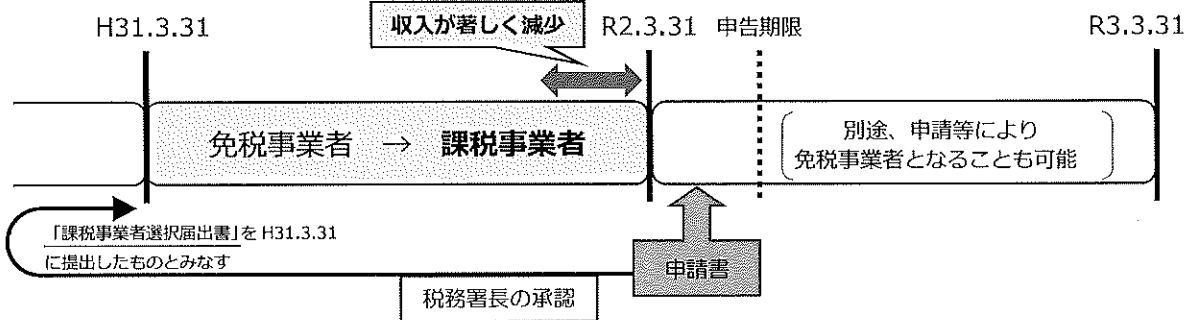
- 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。
- （注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

※ 本特例に関する申請書や手続関係は以下の国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



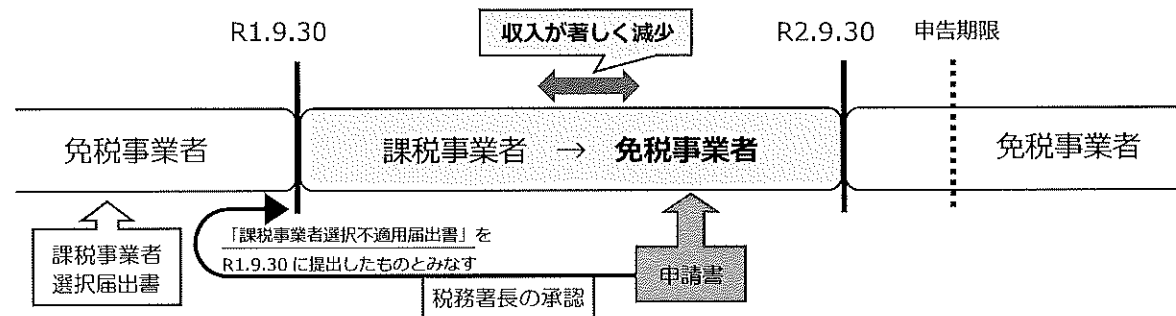
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。